

IEEJ 温暖化ニュース

Vol.9

2005 年 7 月～2005 年 9 月

財団法人 日本エネルギー経済研究所
地球環境ユニット

CDM 理事会により正式に承認されたクレジットが発行され、各国における自国での削減対策に加え途上国での削減対策が本格化しつつあります。また 11 月末からカナダのモントリオールで開催される COP11 および COP/MOP1 でのポスト京都議定書の議論開始に向けて、既に様々な提案が行われています。

今回の温暖化ニュースでは、2004 年 7 月から 9 月にかけての海外における地球温暖化問題に関連する動向の注目すべきポイント、ならびに我が国の中央省庁で行われた審議会の動向等を中心にご紹介致します。

地球環境ユニット
総括 工藤拓毅

一目次一

1. CDM/JI
 - 1 - 1 CDM クレジット
 - 1 - 2 中国 CDM プロジェクト動向
 - 1 - 3 ロシア JI 国内法
2. ポスト京都議定書
3. IPCC 炭素固定化
4. 英国 二酸化炭素排出量
5. スペイン 新エネルギーと省エネルギー
6. フランス 省エネルギー政策
7. 米国 北東部州地域排出量取引制度 (RGGI)
8. スウェーデン EUETS と CO₂税
9. EU 航空機からの排出
10. 国内施策 審議会動向

1. CDM／JI

1-1. CDM クレジット

－日本企業が世界初の CER 取得－

今夏から秋にかけて開催された CDM 理事会会合（第 19、20、21 回）では、CDM 事業の促進に向け、いくつかの重要な決定がなされた。とりわけ、第 21 回会合（9 月 28 日～30 日）の結果、CDM プロジェクト実施による排出削減クレジット（Certified Emissions Reduction, CER）の発行要請を行うことができる認証・検証段階の指定運営組織（DOE）の信任勧告が承認され（出所 1）、これにより CER 発行までの手続きが一通り整備された。この決定を受け CER の発行要請が DOE より提出され、理事会の承認を受けたことから、世界初の CER が 10 月 20 日付けで発行された（出所 2）。10 月 26 日現在、3 件のプロジェクト（水力発電 2 件、バイオマス発電 1 件）について CER の発行要請が行われ、合計 57,744 トン-CO₂相当分の CER 発行が認められている（出所 3）。このうち、ホンジュラスのエスペランサ市における水力発電プロジェクトには、世界銀行の「コミュニティ開発基金（CDCF）」が出資していることから、今後、国内外 25 社の出資企業に対し出資比率に応じて CER が分配されることになる。日本からは 5 社（富士写真フィルム、大和証券 SMBC プリンシパル・インベストメンツ、新日本石油、出光興産、沖縄電力）が CDCF に対し合計約 27 億 6,000 万円の出資を行っている（出所 4）。

上記 3 件のプロジェクトのほかに、日本企業が参加している 3 件のプロジェクト（HFC23 回収・破壊 1 件、畜産廃棄物処理メタン回収・燃焼 1 件、埋立地ガス回収・燃焼 1 件）がモニタリング報告書の提出を済ませており（出所 5）、今後の進捗が注目される。これまでの会合において CDM 理事会は、CER の発行にあたっては厳重な審査体制が必要との考え方を示している一方、迅速な CER の発行も求められており、今後の理事会会合ではプロジェクトのモニタリング、認証・検証、CER の発行をいかに進めるべきかが検討議題となることも予想される。

（文責：伊藤葉子）

（出所 1）

- UNFCCC CDM 理事会、2005 年 9 月 30 日

<http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/021/eb21rep.pdf>

（出所 2）

- UNFCCC CDM 理事会、2005 年 10 月 20 日

http://cdm.unfccc.int/CDMNews/issues/issues/I_WJHSF1N67JGAORWII2BKVAI8074B5A/viewnewsitem.html

（出所 3）

- UNFCCC CDM 理事会、2005 年 10 月 25 日時点

http://cdm.unfccc.int/Issuance/cers_iss.html

(出所 4)

- ・ フジサンケイ・ビジネスアイ, 2005 年 10 月 22 日

<http://www.business-i.jp/news/ind-page/news/200510220029a.nwc>

(出所 5)

- ・ UNFCCC CDM 理事会, 2005 年 10 月 25 日時点

<http://cdm.unfccc.int/Issuance/MonitoringReports>

1－2. 中国 CDM プロジェクト動向

－CDM プロジェクト運営管理暫定弁法が改正－

中国政府は、2004 年 6 月 30 日に施行した「CDM プロジェクト運営管理暫定弁法」の改正法「CDM プロジェクト運営管理法」を 2005 年 10 月 12 日に発表し、即日施行とともに、旧法を廃止した。主な改定内容は、①所轄部門に財務部を加える、②ユニラテラルのプロジェクトについては PDD の中に中国政府の口座にクレジットを計上する旨を明記することとし、主管部門の審査を経た後に移転することができるようとする（第 15 条 2）、③中国政府と企業との排出削減量の譲渡収益配分率を具体的に規定（第 24 条）、といった項目である。③について、中国政府の排出削減量の譲渡収益配分率は、HFC 及び PFC 類プロジェクトが 65%、N₂O プロジェクトが 30%、そして第 4 条^(注 1)領域及び植林などは 2% と規定し、徴収された収益分は気候変動活動支援の財源に用いる。但し、2005 年 10 月 12 日以前に中国政府の承認を受けたプロジェクトは対象外としている。この改正法は、今後中国国内の CDM プロジェクト開発に影響を与えるだけでなく、多くの途上国の CDM 制度構築にも波及する可能性があると考えられる。

中国政府による CDM プロジェクトの承認状況（2005 年 10 月 18 日まで）

件数	中国政府の承認状況	UNFCCC CDM理事会の提出状況	方法論	プロジェクト名	省・市・自治区	投資国	削減量 (t-CO2/年)
1	承認	登録済み	AM0005	輝騰錫勒風力発電	内蒙古自治区	オランダ	51,430
2	承認	有効化審査段階	ACM0001	安定埋立地ガス回収と利用	北京市	オランダ	90,000
3	承認	有効化審査段階	ACM0001	南京天井洼埋立地ガス発電	江蘇省	イギリス	265,032
4	承認	有効化審査段階	AM0005	張北満井風力発電	河北省	イギリス	96,428
5	承認	有効化審査段階	AM0003	梅州埋立地ガス回収とエネルギー利用	広東省	オーストリア	278,000
6	承認	有効化審査段階	AM0002	小孤山小水力発電	甘肃省	世界銀行 (PCF)	327,300
7	承認	有効化審査段階	AMS-I.D.	漁仔口小水力発電	湖南省	イギリス	40,480
8	承認	未提出	-	如東風力発電	江蘇省	オランダ	181,274
9	受理審査中	有効化審査段階	AM0001	浙江巨化HFC-23破壊	浙江省	日本	5,790,000
10	受理審査中	未提出	-	ウルムチ托里風力発電所(30MW)	新疆自治区	日本	95,761
11	受理審査中	未提出	-	東岳HFC-23破壊	山東省	日本	10,110,000
12	コメント済み	有効化審査段階	AM0005	雲南省大梁子水力発電	雲南省	オーストリア	144,000
13	コメント済み	有効化審査段階	AM0005	吉林洮南風力発電	吉林省	オーストリア	113,521
14	コメント済み	未提出	-	淮南礦業集団ガス総合利用	湖北省	イギリス	-
15	コメント済み	未提出	-	南煤化工場と国泰耐火材料工場燃料転換	山西省	オーストリア	15,000
16	コメント済み	未提出	-	吉林双遼風力発電	吉林省	カナダ	95,000
17	コメント済み	未提出	-	華豐煤礦泰山セメント廃熱回収発電ブ	-	カナダ	107,116
18	コメント済み	未提出	-	遼寧奥創風力発電	遼寧省	イタリア	220,000
						合計	18,020,342

(出所) 国家気候変動対策調整グループ（出所 1）と UNFCCC（出所 2）により作成

(文責 CHEW CHONG SIANG)

(注1) 第 4 条は、CDM プロジェクトを新・再生可能エネルギー、メタンガス回収利用、炭層ガスを重点分野として開発することを規定している。

(出所 1)

- Clean Development Mechanism in China,
<http://cdm.ccchina.gov.cn/>

(出所 2)

- UNFCCC, Validation Project list、2005 年 10 月 18 日までの提出案件から作成。
<http://cdm.unfccc.int/Projects/Validation>

(出所 3)

- 清潔発展機制項目運行管理条例（CDM プロジェクト運営管理法），2005 年 10 月 12 日
<http://www.ccchina.gov.cn/index1.htm>

1－3. ロシア JI 国内制度

－共同実施プロジェクト（JI）国内準備なるか－

ホットエアをもつロシアが温室効果ガスの排出量及び吸収量の算定が行える国家制度を整備し、マラケシュ合意に定められている JI の参加要件を満たすことができるかどうかは、今後における各国の京都議定書目標達成に影響を与える関心事の一つである。

オランダ・デンマークをはじめとする欧州諸国は、参加要件に関するロシアへの投資リスクを承知したうえで、着々と JI プロジェクトの確保を進めている。6 月、国営企業 RAO ロシア統一電力システム（以下 RAO）がデンマーク環境省との間で、JI プロジェクトを通じて 121 万トン・CO₂/年 を売却する契約を締結した。デンマークは、この事業に対して 2,000 万ユーロの費用がかかるが、これが成功すれば京都議定書下におけるロシア初の JI 事業となる。RAO の関係者は、「欧州に対してこの他に 20 の案件に関して入札をかけている。価格はリスクを勘案し、EU-ETS のオープンマーケットに比べ安くなっている」と述べている。

今後、出現するであろうロシア案件の先鞭を切ったのは RAO であるが、ガスプロムや、アルミニウム会社の SUAL も関心を示しており、専門家によるとこれらプロジェクト全体で 20 億ドル程度の規模になると見られている（出所 1）。

ロシア国内の法整備の状況については、10 月、ロシアの経済開発貿易省が京都議定書のもとでの JI プロジェクトの施行規則について草案を提出した。これが施行されると、経済開発貿易省が承認レターを発行することができ、それによって JI による温室効果ガスの削減分（ERUs）が海外に販売可能となることで、ホスト国としての承認体制が整うことになる。しかし、現実的にどの程度投資環境が整備されるのかについては、Kommersant 紙は疑問であると報じている（出所 2）。

JI の実施体制（トラック 2）については、今後モントリオールで行われる COP/MOP 1 で 6 条監督委員会が設置され、プロジェクトにおける追加性の有無など実際の運用に関する議論が行われることになる。

（文責 柳 美樹）

（出所 1）

- Reuters, 2005 年 6 月 28 日

（出所 2）

- Kommersant, 2005 年 10 月 6 日

<http://www.kommersant.com/doc.asp?id=615236>

2. ポスト京都議定書

2-1. ポスト京都議定書

—技術を中心とした新しい動き—

京都議定書では、遅くとも 2005 年までに 2013 年以降に関する交渉を行うことが規定されており、実際には今年末にカナダ・モントリオールで予定されている COP/MOP1 がポスト京都—将来枠組み—についての議論開始の場となる。

今年 2 月 9 日に欧州委員会は具体的削減目標の設定について時期尚早とし、京都議定書の延長を単に目指すものではないとしていたが、3 月 10 日の EU 環境関係閣僚理事会では一転して数値目標が掲げられ、3 月 23 日の EU 首脳会議（EU 理事会）では、先進国から排出される温室効果ガスを 2020 年までに京都議定書における基準年比で 15~30% 削減する目標を掲げることで合意した¹。その後、6 月に発表された欧州環境庁の報告では、2030 年までに 40% の温室効果ガス削減という目標をたてることが出来るとしている。このうち、EU 自身での削減達成は最大で 25% としており、残りは国際排出量取引による削減を見込んでいる。全ての国が参画することを前提としており、米・豪あるいは途上国に対する国際交渉の戦略的な意味が強いことがわかる（出所 1）。

また、7 月 6~8 日に英国グレンイーグルスで開催された G8 サミットでは、気候変動が成果の一つとして合意された行動計画の柱の一つとなっている。ここでは気候変動に対する危機意識と長期的取組みの必要性を共有しつつも、特に具体的な将来目標には言及しておらず、むしろ省エネルギー、新エネルギー導入や技術開発の促進など個別の具体的な取組みに主眼が置かれたものとなっている（出所 2）。

このような中、7 月 28 日に米国主導でクリーンエネルギー技術開発および途上国への技術移転・普及を進める 6 カ国協定が発表された（クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ）。米国のほか、中国、豪州、日本、インド、韓国がメンバーで、6 カ国合計で全世界温室効果ガス排出量の 45% を占めるものである。各国は京都議定書を補完するもので代替を意図したものではない、と公式にコメントしているが、一年近くの準備期間中は日本や G8 参加の EU 諸国に明かされることなく話が進んだことから、京都議定書代替ではないとする米国の本意は疑わしいとの見方もある（出所 3）。このパートナーシップでは各国が参加しやすい課題を選択することとなっており、具体的な進め方は今後決められる。これに対して UNEP 局長トファー氏は、気候変動対策に積極的な関与の姿勢を示したもので歓迎するとの声明を出している（出所 4）。しかし、数値目標、期間、具体的な行動計画が設定されていないので実効上意味はないとする意見や、11 月の COP/MOP1 における新しい削減目標の議論への反対勢力形成につながるのではないかなど、米国の姿勢

¹ IEEJ 温暖化ニュース、Vol 6~7、2004 年 10 月～2005 年 3 月 参照

を懐疑的に見る向きもある（出所 3）。

G8、米国主導パートナーシップなど最近の動きは技術の役割を重視し、国と国との間ににおける技術・政策協力等のボトムアップ型アプローチが中心である。京都議定書の問題点として、米国・豪が議定書から離脱していること、そして途上国の削減目標がないことが挙げられるが、「新しい動き」は、こういった問題に取り組むものとして興味深い。将来枠組みに向けた前哨戦が動き出している中で、高い技術力を持ち世界に貢献してきた日本の産業界の力が、地球温暖化対策においても十分発揮される枠組みとなるかどうかが鍵となるであろう。

（文責 田中加奈子）

（出所 1）

-  *Environment Daily* Environment Daily, 2005 年 6 月 29 日

<http://www.environmentdaily.com/>

（出所 2）

- 英国政府 HP, 2005 年 7 月 8 日
<http://www.number-10.gov.uk/output/Page7882.asp>

（出所 3）

- The Guardian, 2005 年 7 月 29 日
<http://www.guardian.co.uk/climatechange/story/0,12374,1538644,00.html?gusrc=rss>

（出所 4）

- UN News Centre, 2005 年 8 月 3 日
<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=15189&Cr=climate&Cr1=change>

3. IPCC

3-1. 炭素固定化

—特別報告書を発表—

気候変動に関する政府間パネル (IPCC : Intergovernmental Panel on Climate Change) は、9 月 26 日に炭素固定化に関する特別報告書 (IPCC Special Report on Carbon Dioxide Capture and Storage) を発表した。今回発表された報告書では、炭素固定化が将来において主要な地球温暖化対策と成りうる可能性が示される一方で、技術的、コスト的課題が指摘されている（出所 1）。

今回の報告書に対する評価は様々であり、国連環境計画 (UNEP) は“炭素固定化は気候変動を最小限に抑制する可能性がある”との見出しでプレスリリースを発表している（出

所 2)。これに対し、“大規模な炭素回収は「まだ適用不可」”との見出しで報道を行っているメディアも存在する（出所 3）。

一方、EU では既に炭素固定化を重視し始めており、炭素固定化を中心としたクリーン石炭技術に関連して中国との関係強化に関する合意を 9 月 5 日に発表している。今回の合意では、2020 年に向けて“ゼロ排出”の石炭技術の開発を最終ゴールとし、コストをできるだけかけないで低炭素社会を構築していくことを目指している（出所 4）。

炭素固定化に関しては、米国、日本、EU を初め、中国やインドなどの途上国も温室効果ガス削減に大きく貢献する技術として期待し開発を進めているが、今回の IPCC の報告書は、国際的、総合的に炭素固定化に関する研究をまとめた最初の報告書としての意味は大きく、今回指摘された課題、不確実性を今後の開発によりどこまで解決できるかが炭素固定化導入促進の鍵となる。

（文責 佐々木宏一）

（出所 1）

- IPCC, 2005 年 9 月 26 日

<http://www.ipcc.ch/activity/srccs/index.htm>

（出所 2）

- UENP News Centre, 2005 年 9 月 26 日

<http://www.unep.org/Documents.Multilingual/Default.asp?DocumentID=452&ArticleID=4960&1=en>

（出所 3）

-  Environment DAILY Environment Daily, 2005 年 9 月 27 日

<http://www.environmentdaily.com/>

（出所 4）

- BBC News, 2005 年 9 月 1 日

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk/4204812.stm>

4. 英国

4-1. 二酸化炭素排出量

－ブレア首相、英国における削減対策を再検討の可能性－

英国産業貿易省が発表した統計によると、英国における 2005 年の上半期の CO₂ 排出量が前年の同期間に比べて 2%以上増加していることが明らかになった（出所 1）。

英国政府は、2050 年までを視野にいれた長期的なエネルギー政策の基礎となるエネルギー

一白書「エネルギーの未来 – 低炭素経済の設立」を 2003 年 2 月に発表している。英国は、世界における地球温暖化対策のリーダーを自負し、本白書の中でも特に地球温暖化対策が重要課題と位置づけており、CO₂ の排出量を 2050 年頃までに現在より約 60% 削減することを目指している。さらにこの目標達成に向けて、国家として自主的に京都議定書の目標である 12.5% 削減よりも厳しい 2010 年までに 20% の削減という目標を掲げている（出所 2）。しかし、今回の統計の結果から、本目標の達成への道のりが必ずしも順調でないことが明らかになりつつある。

今回の排出量増加については、国内のガス価格の高騰により発電部門における石炭の消費が増加したこと、民生運輸部門におけるエネルギー消費量が増加したことが主な原因として挙げられる（出所 3）。

エネルギー白書の中では、エネルギー消費効率の向上、排出量取引などの市場メカニズムの活用、再生可能エネルギーの積極的な導入（2010 年に電力における再生可能エネルギーの割合 10% を目標）等を地球温暖化対策の主軸としている（出所 2）。実際、排出量取引や自主協定によって産業部門からの排出量の増加は抑制されている（出所 4）が、その一方で、民生や運輸部門における排出量は増加している。さらに、大きな期待が寄せられている再生可能エネルギーについては、その導入に多額の費用を要する等の理由から、当所の予定よりも導入量が見込めないのでないかとの意見も出始めている（出所 5）。

このような状況の中、エネルギー白書で「エネルギー・セキュリティの確保や CO₂ 削減目標の達成が危ぶまれると判断される場合には再度検討する」とした考え方をもとに、政府としては当面関与しない方針が示されていた原子力について、その位置づけが再検討され始めている。北海ガスの枯渇やエネルギーの需要部門（特に民生および運輸部門）での地球温暖化対策の遅れが明らかになりつつある時期と同じタイミングで、ブレア首相から原子力開発支持を示唆する発言があった（出所 6）。

英国の地球温暖化対策の方向は、2006 年初頭に発表が予定されている英國国家気候変動政策の改定版で明らかになる。そこでは、国家目標である -20% の削減達成に向けて、再生可能エネルギーや原子力の位置づけの見直し、そして民生運輸への追加対策等が盛り込まれるかが焦点になると思われる。

（文責 小川順子）

（出所 1）

- Department of Trade and Industry, 2005 年 9 月
http://www.dti.gov.uk/energy/inform/energy_trends/sep_05.pdf

（出所 2）

- 英国政府, 2003 年 2 月
<http://www.dti.gov.uk/energy/whitepaper/ourenergyfuture.pdf>

（出所 3）

- The Guardian, 2005 年 8 月 2 日

<http://www.guardian.co.uk/print/0,3858,5253033-110970,00.html>

(出所 4)

- Future Energy Solutions AEA Technology, 2005 年 7 月

http://www.defra.gov.uk/environment/ccl/pdf/cca_jul05.pdf

(出所 5)

- Scotland on Sunday, 2005 年 10 月 9 日

<http://scotlandonsunday.scotsman.com/uk.cfm?id=2062222005>

(出所 6)

- The Guardian, 2005 年 10 月 1 日

<http://www.planetark.org.au/dailynewsstory.cfm/newsid/32835/newsDate/6-Oct-2005/story.htm>

5. スペイン

5-1. 新エネルギーと省エネルギー

－温室効果ガス削減のためにエネルギー消費効率向上と再生可能エネルギー導入を強化－

スペインは温室効果ガス排出量を 1990 年値の 15% 増に抑える必要があるが、2004 年の実績では 45% 増となっている（出所 1）。2005 年は干ばつによる水力発電量の減少等もあってさらに増加する見通しであり、京都議定書の目標達成は極めて難しい状況にある。このように急増する温室効果ガス排出量を削減するために、スペイン政府はエネルギー消費効率の向上と再生可能エネルギー導入を強化する計画を打ち出した。

まず 7 月 8 日には、エネルギー消費効率を向上して温室効果ガス排出量を削減するために、省エネルギー・エネルギー消費効率向上計画（2005-2007 Action Plan for the Energy Savings and Efficiency Strategy）を承認した。この計画は 2007 年までの 3 年間に、一次エネルギー消費を 8.5%、石油輸入を 20% 減少させることにより、CO₂ 排出量を 3,250 万トン削減する目標である。公的補助金の半分は電力料金に 0.8% の課徴金を課すことによってまかなわれ、200 万台の高効率家電製品への切り替えや通勤時の自家用車利用削減を目的とした大規模事業所による交通計画の作成に資金を提供する予定となっている（出所 2・3）。

さらに 8 月 26 日には、2010 年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの比率を倍増して 12.1% とする 5 カ年計画（2005-2010 Renewable Energy Plan）を承認した（2004 年末時点で 6.9%）。1999 年に同様の目標を達成するために再生可能エネルギー推進計画（Renewable Energy Promotion Plan）が制定されていたが、あまり効力を発していなかったため、その代替策として改めて制定された。目標通り進めば、再生可能エネルギーによる電力の割合は 30.3% まで上昇することになり、EU 指令の下での目標値である 29.4% を超すことができる。風力発電の発電設備容量は 150% 増の 2,015.5 万 kW に、バ

イオマス発電は 500% 増の 200 万 kW に、そして太陽光・太陽熱発電は 90 万 kW になる。またバイオ燃料は、輸送用燃料市場の 6% を占めると見込まれている（出所 4・5・6）。

10 月 11 日には、IEA からエネルギー消費効率を向上させる取組みを強化し、問題となっている温室効果ガス排出量を抑制する必要があるとの警告を受けている（出所 7・8）。このように海外からも危ぶまれる程までに悪化した状況であるが、今回実施される 2 種類の計画が温室効果ガス排出量削減にどの程度効果を發揮するか、EU 全体の目標達成という視点も含め注目されるところである。

（文責 富田哲爾）

（出所 1）

-  Environment Daily, 2005 年 2 月 2 日

<http://www.environmentdaily.com/>

（出所 2）

-  Environment Daily, 2005 年 7 月 18 日

<http://www.environmentdaily.com/>

（出所 3）

- スペイン産業省プレスリリース, 2005 年 7 月 8 日
<http://www2.mitvc.es/en-US/Servicios/GabinetePrensa/NotasPrensa/HistoricoNoticias/2005/7/editionplan080705.htm>

（出所 4）

- スペイン産業省プレスリリース, 2005 年 8 月 26 日
<http://www2.mitvc.es/en-US/Servicios/GabinetePrensa/NotasPrensa/HistoricoNoticias/2005/8/PER260805.htm>

（出所 5）

- Planet Ark World Environment News, 2005 年 8 月 29 日
<http://www.planetark.com/dailynewsstory.cfm/newsid/32225/story.htm>

（出所 6）

-  Environment Daily, 2005 年 8 月 29 日

<http://www.environmentdaily.com/>

（出所 7）

- IEA Press Release, 2005 年 10 月 10 日
<http://www.iea.org/Textbase/news/index.asp>

（出所 8）

· ENDS Environment DAILY Environment Daily, 2005 年 10 月 11 日

<http://www.environmentdaily.com/>

6. フランス

6-1. 省エネルギー政策

フランスは 1970 年代初頭の石油危機を契機として、エネルギーの対外依存度の低減を目指に、石油代替エネルギー開発の中心を原子力に据えた政策を推進してきた。現在の同国のエネルギー政策は、主に以下の 3 つの方針に集約される。

- (1)長期間に亘る安全かつ継続的なエネルギー供給の確保
- (2)世界エネルギー市場におけるフランス企業の競争力確保、ならびに国内の雇用確保のための経済効率とエネルギー価格低廉化の推進
- (3)気候変動に関して、持続可能で環境に優しいエネルギーの供給

この政策を更に推し進めるべく、2003 年 11 月にエネルギー白書を作成し、上記方針を達成するために下記 3 つの政策軸を設定している。

- ①エネルギー消費効率向上（省エネルギー）
- ②再生可能エネルギーによる供給源の多様化
- ③原子力発電というオプションの確保

上記のうち①について白書は、経済成長率を 2% と仮定した上で、2015 年時点のエネルギー消費を 2003 年レベルに保つとの目標を設定している。

本年 7 月 13 日に成立したエネルギー政策大綱法では、エネルギー供給業者が、顧客に対し、省エネルギー機器の購入等を通じて省エネルギーを実行するよう奨励することが義務付けられている。また、2006~2008 年の 3 年間に、エネルギー供給業者に対して 54TWh (最終エネルギー消費の 0.1%) の省エネルギー実施が義務付けられている。ちなみにこの省エネルギー義務の約 8 割近くを EDF と GDF が負うことになる見込みである。最初の 3 年間は試験期間と位置づけられ、2009 年 3 月の認証時点で省エネルギー義務を遵守できなかったエネルギー事業者は、kWh 当たり 2 ユーロ ¢ の罰金を支払う。

また省エネルギー政策を所轄する ADEME (環境・省エネルギー省) は、これを実現するための具体的な方策として、省エネルギー証書 (energy efficiency certificates) を 2006 年から導入することを検討している。省エネルギー義務を達成できないエネルギー供給事業者は、目標値をクリアした事業者から、省エネルギー証書を購入することで、自身の目標を達成することになる (出所 1・2)。

8 月から 9 月にかけてドビルパン首相は、EPR (European Pressurized Water Reactor

／欧州加圧水型次世代原子炉）に対する投資の拡大を決定するとともに、高燃費自動車（走行性能約 30km/l）等の研究開発プログラム（1 億ユーロ規模＝約 135 億円）や税額控除等の優遇措置（環境配慮型自動車やボイラー等を対象）などを含む省エネルギー対策を発表した（出所 3）。EPRへの投資拡大の決定等により、原子力が依然としてフランスのエネルギー政策の中心であることを明確に位置づけることになったといえよう。

（文責 鶴岡明人）

（出所 1）

- ・ AFP, 2005 年 10 月 17 日

（出所 2）

- ・ AFP, 2005 年 10 月 19 日

（出所 3）

- ・  Environment Daily, 2005 年 9 月 6 日

<http://www.environmentdaily.com/>

7. 米国

7-1. 北東部州地域排出量取引制度（RGGI）

—9 月代表者会議で合意できず—

米国連邦政府が強制的な排出量規制に背を向ける中、画期的な取組みとして注目される北東部 9 州による地域排出量取引制度（Regional Greenhouse Gas Initiative）は 8 月 24 日に検討委員会から基本設計案が提示され、9 月下旬に開かれた代表者会議で基本合意覚書に調印の予定であったが、最終合意に至らず次回持ち越しとなった。非公開会議であったため討議の内容は明らかでないが、『極めて複雑なプロセスにあり、現在未だに協議および事実認識の段階』との参加者のコメントが報道されている。（出所 1）

2005.8.24 発表 RGGI 基本設計案の概要

基本的枠組み	発電設備事業者に対し、排出枠を設定。2009 年開始。2020 年に 10%削減を最終目標。2015 年に制度全般の期中見直しおよび 2020 年以降の目標設定等包括的な再検討を実施。
参加州	北東部 9 州（コネティカット、デラウェア、メイン、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、ロードアイランド、ヴァーモント）。この他ペンシルベニア、メリーランド州およびカナダ北東部州がオブザーバー参加。

目標年度、目標数量	Phase 1: 2009 年～2015 年、現状固定(2000 年～2004 年排出量実績上位 3 カ年平均ベース)、約 1 億 5,000 万ショートトン ² Phase 2: 2015 年～2020 年に 10%削減
排出枠配分	戦略炭素基金(Strategic Carbon Fund)の 5%枠創設、公共便益性関連への優先配分 20%
オフセット権利用	オフセット権利用上限は排出削減分の 50%まで。EU 排出クレジットおよび CDM クレジット利用可。

(出所 2)

今までの協議過程や基本設計案に寄せられた意見書では、基本設計案の電力の域外移入やリーケージの問題に対する不備が大きく取り上げられている。今回の基本設計案では、これらの問題に関して有効な対応策が明示されないまま、2015 年の期中見直し時の協議事項として先送りにされている。また、EUETS アローワンス、および CDM クレジットの利用まで取り込んだオフセット権の利用上限も大きな争点になっている。

先頃、北東部 8 州とニューヨーク市が電力会社の CO₂ 排出に対して起こした訴訟が、一審判決で司法判断事項でなく行政判断事項であるとして却下されたが（出所 3）、RGGI についても 8 月に成立した包括エネルギー法の審議過程で CO₂ 排出規制法案が否決されたことを受けて、州政府が CO₂ 排出量規制の法的措置をとることには合法性がないと批判する向きもある。（出所 4）

また、EUETS アローワンスとのリンクについても、EU は EUETS 指令で京都議定書不批准国での EUETS アローワンスの利用を制限しており、EU 側で法的な改訂措置が必要であるとされている。

米国州政府による地球温暖化対策の動きとしてカリフォルニア州の自動車排出ガス規制と合わせて注目される RGGI だが、直面している課題が未だ山積している状況にある。

(文責 小松 昭)

(出所 1)

- Times Union, 2005 年 9 月 29 日

<http://www.timesunion.com/>

(出所 2)

- RGGI HP, 2005 年 8 月 24 日

http://www.rggi.org/docs/rggi_proposal_8_24_05.pdf

(出所 3)

- Reuters, 2005 年 10 月 19 日

http://today.reuters.com/investing/financeArticle.aspx?type=bondsNews&storyID=URI:urn:newsml:reuters.com:20051019:MTFH49099_2005-10-19_19-20-40_N19565196:1

² 1 ショートトンは 0.90719 トン

(出所 4)

- Washington Legal Foundation, 2005 年 9 月 23 日
<http://www.wlf.org/upload/092305LBFichthorn.pdf>

8. スウェーデン

8-1. EUETS と CO₂ 税

—EUETS 対象施設に CO₂ 税減免税措置を導入—

排出量取引制度の対象で、かつ CO₂ 税の課税対象でもある施設は、「二重の税が課せられている」のではないかと一般に指摘されている。EU 排出量取引制度（EUETS）に参加しており CO₂ 税も導入しているスウェーデンは、現在 EUETS 対象の施設に対し CO₂ 税の優遇措置を導入する方向で調整を進めている。

1 年以上前の 2004 年 5 月 6 日に出された FlexMex2 委員会の中間報告書『よりよい気候のための取引—2005～2007 年における排出権取引等』（出所 1）において、EUETS と CO₂ 税との調整に関し以下の 2 点が提案されている。

- 「排出枠取引法」の対象施設は、熱生産施設（地域暖房とコジェネレーション）を除き CO₂ 税を免除されるべきである。しかし、熱生産部門についても「二重課税」は避けるべきである。したがって、この部門の企業は、購入している排出枠分の排出のコストを補償されるべきである。この種の補償は、税と排出枠購入費用の合計額が、補償前の CO₂ 税額を超えないような形を取るべきである。
- 税収の不足分は水力発電所への特別資産税および／または燃料への CO₂ 税増税によりまかなわれるべきである。

その後 2005 年には、両制度の対象となっている施設からの批判もあり、スウェーデン政府は当該施設に対する CO₂ 税軽減を検討した。

2005 年秋の政府提案では、EUETS の対象である産業施設と高効率コジェネレーション施設は CO₂ 課税対象外となり、EUETS に参加している他の施設は CO₂ 税の負担が緩和されることとなっている（出所 2）。スウェーデン国会によってこの提案が承認されれば、2006 年 1 月 1 日に施行される予定である（出所 3）。

隣国のノルウェーでは、今後 CO₂ 税から排出量取引制度に重点を移して行くという方針が既に示されている。スウェーデンもこのような方向に進むのか、今後の動きに注目したい。

（文責 伊藤弘和）

(出所 1)

- Handla för bättre klimat - handel med utsläppsrätter 2005-2007 m.m. (SOU 2004:62) , 2004

年 5 月 6 日

<http://www.regeringen.se/content/1/c6/02/26/03/18e6a4b0.pdf>

(出所 2)

- Environment DAILY  , 2005 年 9 月 20 日

<http://www.environmentdaily.com/articles/index.cfm?action=article&ref=19444>

(出所 3)

- スウェーデン政府 2006 年予算案 (Prop. 2005/06:1) , 2005 年 9 月 20 日

<http://www.regeringen.se/content/1/c6/04/98/13/dc0d2579.pdf>

9. EU

9-1. 航空機からの排出

—EUETS、第二期間（2008～2012 年）には航空機からの温室効果ガスも取引対象に—

9 月 27 日、欧州委員会は、航空機から排出される CO₂ 等の温室効果ガス削減には、航空部門を EUETS (EU 域内排出量取引制度) の対象に加えることが最も有効であるとの方針をまとめた文書を提出した（出所 1）。

EU25 か国の温室効果ガス排出量（吸収源を除く）は、2003 年には 1990 年排出量（52 億 1,200 万トン(二酸化炭素換算)）比で 5.5% 減の 49 億 2,500 万トンであったが（出所 2）、国際線の航空機から排出される温室効果ガス排出量は同期間に 1990 年比で 73% (+4,700 万トン)、年率 4.3% の大幅な増加を示した。航空機が排出する温室効果ガス排出量は全体の約 3% にとどまっているものの、2012 年には EU 域内の空港から出発する国際線の航空機による排出量が 1990 年比 150% 増になると予想されており、この増加量は京都議定書の合意に基づく EU の必要削減量の 4 分の 1 を上回ると見込まれることから、本年前半に欧州議会及び同理事会が確認した「温度上昇幅が産業革命以前よりも 2°C を上回らない」との全体目標達成の観点からも、上記方針が打ち出された次第である。なお、気候変動枠組条約における Annex I 国全体の国際線航空による CO₂ 排出量の約半分を EU が占めている。

欧州委員会は、排出量取引と排出課徴金は環境に対する同等の効果と経済的効率性を有するものの、既に EUETS が導入されているため、排出量取引の方がコストがかからないこと、排出課金に関しては各国で考え方には相違がある上に、EU 域外の航空会社への課金が難しいことから、排出量取引が最も有望なオプションであるとしている。

航空部門が EUETS の対象となった場合、コスト増加分は利用者に転嫁されることが考えられるが、航空料金の値上がり幅は往復で €0.2～€9 にとどまるとしている（出所 3）。

今後、欧州気候変動プログラム下に航空ワーキンググループを設置し、①排出量取引の

義務を誰が負うか、②対象とする温室効果ガスの範囲、③対象とするフライトの範囲、④排出量割り当て方法等を検討し（この点に関し、欧州委員会は航空会社が排出量取引の義務を負い、CO₂以外のガスも何らかの形で対象とし、EU 域内の空港から出発する全ての航空機を対象にすることが望ましいとの立場を取っている）、その結論は来年 4 月末までに報告書として取りまとめられ、6 月末までに行われる現行の EUETS（2005～2007 年の第一期間）に対するレビューの中に盛り込まれる。欧州委員会は来年中に法案を作成し、加盟国の支持が得られれば、2008 年からの EUETS 第二期間に航空部門も排出量取引の対象に加えられる見込みである。

今後、ワーキンググループがどのような議論を進め、その結果が EUETS 第二期間の制度設計全体にどのような影響を与えるか、また排出権市場がどのような反応を見せるか等、本年度末までに欧州委員会が明らかにする予定の国家割当計画（NAP）作成ガイドラインや、CDM/JI とのリンクも含めて、注視すべき点は多い。

（文責 広野正純）

（出所 1）

- ・ 欧州委員会, COM(2005) 459 final,
http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005_0459en01.pdf

（出所 2）

- ・ European Environment Agency,
http://reports.eea.eu.int/technical_report_2005_4/en/EC_GHG_Inventory_report_2005.pdf

（出所 3）

- ・ 欧州委員会, SEC(2005)1184,
http://europa.eu.int/comm/environment/climat/pdf/ia_aviation.pdf

10. 国内施策

10-1. 審議会動向

国内施策に関しては、この 7 月から 9 月にかけて環境税、京都メカニズムの活用など経済的手段を中心にその基本的考え方の検討が行われるとともに、11 月初めには RPS 法の評価検討が始まった。

環境税については、8 月 4 日の中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会環境税の経済分析等に関する専門委員会で「環境税の経済分析等について—これまでの審議の整理—（案）」が公表され、9 月 13 日に正式に発表された（出所 1）。10 月 25 日には、環境省により、ガソリン、軽油、ジェット燃料については原油価格の高騰と既存税負担の状況等に留意して当分の間適用除外とする「環境税の具体案」が取りまとめられている（出所 2）。

京都メカニズムの活用については、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会市場メカニズム専門委員会で 7 月 5 日から 8 月 25 日にかけて 4 回にわたり審議が行われ、「京都メカニズムの本格活用に関する基本的考え方（案）」の中間とりまとめが行われた。当該中間とりまとめは、9 月 5 日～30 日にパブリックコメントに付され、クレジット取得のための具体的な仕組みと民間事業者の取得との関係、CDM 手続きの改善・迅速化、GIS を推進するための国際的スキームの構築について多くのコメントが寄せられた（出所 3）。

省エネルギー法改正に伴う法令整備に関しては、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会工場判断基準小委員会と、荷主判断基準小委員会でエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の報告等について検討され、パブリックコメントを踏まえ、11 月 17 日の同省エネルギー基準部会で最終取りまとめが了承された。

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度については、11 月 4 日の中央環境審議会地球環境部会で温室効果ガス算定排出量を報告すべき特定排出者、その具体的な算定方法等に関する実施案が説明された。

今後の新エネルギー政策については、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会で 7 月 26 日、9 月 8 日、10 月 20 日と、その課題および主要論点の整理等が行われるとともに、同部会に RPS 法評価検討小委員会が設置され、11 月 1 日にその第 1 回が開催された。

フロン類等の排出抑制対策については、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会／産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会フロン回収・破壊ワーキンググループ合同会議が設置され、特に、業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されているフロン類の回収を徹底するための対策について検討が行われている。

京都議定書目標達成計画に示された対策・施策については、毎年、対策評価指標を参考にしつつ点検されることになっており、2007 年度には、計画の定量的な評価・見直しが行われる。そのときまでに工場のエネルギー消費原単位や業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率などがどの程度改善されるか、2006 年度からの実施を目指している京都メカニズム活用の具体的な仕組みがどのようなものになり、どのくらいの量の京都クレジットメカニズムクレジットが政府口座に移転されるか等、今後の政策措置による効果の進展について注目していく必要がある。

（文責 田上貴彦）

（出所 1）

- ・ 中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会環境税の経済分析等に関する専門委員会「環境税の経済

分析等について—これまでの審議の整理】

<http://www.env.go.jp/policy/tax/a050913.html>

(出所 2)

- ・ 環境省「環境税の具体案」, 2005 年 10 月 25 日

<http://www.env.go.jp/policy/tax/051025/index.html>

(出所 3)

- ・ 産業構造審議会環境部会地球環境小委員会市場メカニズム専門委員会「京都メカニズムの本格活用に関する基本的考え方（案）」

<http://www.meti.go.jp/feedback/downloadfiles/i50905bj.pdf>

(出所 4)

- ・ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会工場判断基準小委員会・荷主判断基準小委員会「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に係る法令整備等に関するパブリックコメント（意見）の募集について」, 2005 年 10 月 14 日

<http://www.meti.go.jp/feedback/data/i51014aj.html>

お問い合わせ先 : report@tky.ieej.or.jp